

1. 「ごみ収集パイプライン利用者の会の活動(引継書)」の説明

3つの重要ポイント

市民と行政の「協働」による街づくりの実践

この活動は、市民が主体となって行政と協力しながら、ごみ収集パイプラインの維持・運営に関する課題を解決することを目的としています。特に老朽化・高コスト・マナー違反などの現実的な問題に対して、定期的な協議会や情報共有を通じて現場主導の合意形成を重視しています。

ごみ収集 引継書 パイプライン 利用者の会の活動

市民と行政と一緒に創る
私達の街づくり



令和7年度版

持続可能性とCO₂削減を視野に入れた運転見直し

パイプラインの電力消費やCO₂排出量の削減に向け、2024年から段階的に運転方式を変更し、省エネと利便性の両立を図っています。特に令和5年度には16.2%のCO₂削減を達成し、今後も芦屋市のゼロカーボン政策と連携しながら改善を継続します。

代替案移行を見据えた段階的な長期計画と合意形成の推進

条例で定められた運用期限(芦屋浜:2039年、南芦屋浜:2051年)を前提に、段階的な代替収集への移行スケジュールが策定されています。今後2年間ではファシリテーターを活用した実証実験・住民調整・合意形成を経て、地域の実情に即した収集方式の導入を目指しています。

各組織の委員長・会長が最低限知っておくべき事項(要約)

① 活動の目的と基本理念

- ・「ゴミ収集パイプライン利用者の会」は、市民と行政の協働によって街の課題(老朽化、マナー違反、環境負荷)を解決するために設立された。
- ・行政に任せきりにせず、「自分の街は自分たちで守る」ことを基本理念としている。

② パイプラインの現状と課題

- ・芦屋浜(1979年)、南芦屋浜(1998年)で導入されたが、いずれも老朽化が進行。
- ・処理能力に対して実際の利用は22.4%にとどまり、費用対効果が悪化(1tあたり約12万円)。
- ・年間2.3億円の維持費がかかっており、代替案の検討が進められている。

③ 条例による使用期限と将来の方向性

- ・パイプラインの使用は条例で定められた期間まで(芦屋浜:2039年、南芦屋浜:2051年)。
- ・それまでの間は、代替収集手段(例:スマートごみ集積所)への円滑な移行が求められる。

④ 各組織の役割と運営体制

- ・各管理組合・自治会から選出された「委員」が意思決定に参加。委員は議決権を持つ。
- ・委員は任期中、利用者の会に出席し、決定事項を自組織に持ち帰り協議・報告する責任がある。
- ・会費(年間6,000円)は利用者の会口座へ納入。

⑤ 現在の活動の柱(2025年度)

- ・利用者原因によるパイプライン停止ゼロを目指す。
- ・CO₂排出量を20%以上削減(2006~2013年比)。
- ・行政と協力しながら実証実験のための代替案を2027年までに協議会で承認。

⑥ マナー違反の影響

- ・不適切ごみ投棄(例:段ボール・布団・フライパン等)は詰まり・故障を招き、年間数百万円の余分な補修費が発生。
- ・パイプライン停止により住民生活に直結するトラブルが生じている。
- ・正しい利用法の周知・注意喚起(チラシ配布・説明会)を継続的に実施。

⑦ 重要な今後のスケジュール(抜粋)

- ・2025年:ファシリテーター選定、代替案の議論開始
- ・2026年:実証実験の実施と住民調整
- ・2027年:代替案の承認

ゴミ収集パイプライン利用者の会 2024年度 会計概要報告

作成日: 2025/6/1

期間: 2024年6月1日～2025年5月31日

適用	入金	適用	出金
前期残高繰越金	¥176,846	会議室使用代	¥37,050
2024年度会費(34団体*6千円)	¥204,000	外部印刷費用(ラスクール)	¥127,420
銀行利息	¥68	内部印刷費用	¥22,480
		インターネット費用(2年分)	¥13,587
		角印作成	¥9,620
		文房具	¥880
		今期残高繰越金	¥169,877
合計	¥380,914		¥380,914

作成者

監理人

山口 能成

友田 俊明



パイプライン運転停止報告—TMES株式会社(高浜町2(#05069・#05079 投入口))

【 概 要 】

1. 運転停止期間

芦屋浜地区東 #05069 及び #05079 :【高浜町2】
5月7日(水)～5月17日(土)・・・ 輸送管内のごみ堆積の影響

2. 運転停止原因

I-F-3点検口下流側でごみが堆積したため

3. 作業内容

5/7(水)、5/8(木)、5/9(金)、5/13(火)、5/16(金)

I-F-3点検口よりごみ除去

5/16(金) 分離機上部カメラにてごみの吸引確認

I-F-3点検口下流側輸送管合流管部分にごみあり

5/17(土) I-F-3点検口から下流側

管内洗浄作業等実施：ごみ除去

収集運転再開

4. 対応等

・#05069・#05079投入口

投入口内のごみ抜き取り

一時収集運転停止のお知らせ貼付け

・管内洗浄作業等実施

5. 発生費用

輸送管 管内洗浄・排水作業・カメラ調査実施に関する費用
(緊急対応費)

作業写真



I-F-3点検口下流側

5/16 I-F-3点検口から下流側
輸送管から取り出したごみ



5/17 I-F-3点検口から下流側
輸送管から取り出したごみ



取り出したごみ 直径 30 cm程のおぼん、中身の入ったペットボトル、電気式毛布と思われるコントローラー、教科書類、靴、木の板、電動工具等

備考

管内洗浄後、右図のとおり、ごみの残留はありますが、運転可能な状況となりましたので、作業終了といたしました。

今回詰まりの原因となっておりました直径30cmのおぼんは、輸送管内でごみをせき止めるような状態になっておりました。その他、電気製品のコード類等が様々なごみに絡まり、取り出すことが非常に困難でした。また、中身の入ったペットボトルや調味料等の重いごみが堆積しておりました。

今後も投入されるごみによっては閉塞が発生する可能性がございますので、詰まりやすいごみの投入をお控えいただきたく存じます。

5/17（土）管内洗浄作業後

I-F-3点検口から下流側
残留ごみ有り



現在のパイプラインの状況について報告

芦屋浜地区で稼働しているごみ収集用の真空輸送システム(通称:パイプライン)につきまして、現在、システム全体にわたり老朽化が進行しており、各所で輸送管の経年劣化が深刻化しています。具体的には、パイプラインを構成する輸送管において、複数箇所では微細な穴(いわゆるピンホール)や亀裂が生じており、これが降雨時の運転に大きな支障をきたしております。

従来は、非常に激しい雨(200 ミリ程度の降水量)に見舞われた際にのみ、輸送管内に雨水が侵入し、パイプラインの運転が一時停止することがありました。しかしながら、近年の劣化状況の悪化に伴い、今では 80 ミリ程度の比較的軽度な雨でも、輸送管内部に雨水が流入し、結果としてシステムの停止が生じています。

特に現在は、浜風町地区に設置されている投入口番号 3031 番から 3061 番の範囲において、雨水の侵入が顕著となっており、本来は自動で運転される朝の定時吸引が正常に作動できない状態となっています。これに対しては、朝 9 時以降に職員が手動で対応し、雨水とともにごみを吸引するという応急処置を継続している状況です。

こうした事象は、浜風町に限らず、他のすべての輸送管路においても同様の問題が発生する可能性があるため、現在では「一定量の降雨があるとパイプラインが停止する」という状況がほぼ常態化しているといっても過言ではありません。

これから梅雨期や台風シーズンを迎えるにあたり、まとまった雨が降った場合には、より広範囲でのパイプライン停止のリスクが高まると予想されます。皆様におかれましては、このような現状をご理解いただき、今後の対応策や運用変更等につきましても、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

芦屋市による啓発活動について ― 県営住宅および UR 住宅に関する対応

2025 年に入り、芦屋浜の特定賃貸住宅において、ごみの不適切な排出(マナー違反)が原因となるパイプラインの停止が相次いで発生しております。特に、高浜町 2 丁目および若葉町 6 丁目・7 丁目の投入口において、一般ごみや大型ごみ、不適切な袋に入れられた廃棄物等が継続的に投棄されており、その影響で輸送管の詰まりや機械停止が複数回確認されております。

このような状況を受けて、芦屋市では該当する住宅の管理主体である兵庫県まちづくり部公営住宅管理課(県営住宅担当)および UR コミュニティ阪神住まいセンター(UR 住宅担当)に対して、注意喚起を正式に発出いたしました。これを受けて、両管理者においては現在、それぞれの住宅の掲示板や共用部に、住民の皆様に対する啓発用ポスターを掲示し、マナー遵守を呼びかける対応が取られております。

しかしながら、ワーキング・グループでは、現状の対応では再発防止効果が限定的であるとの意見が出されており、今後も同様の事案が繰り返される場合には、より厳格な措置が必要であるとの認識で一致しております。そのため、芦屋市としても再発防止に向けて、さらなる強い注意喚起を行う方針が確認されております。

地域全体の生活環境を守るためには、一人ひとりの適切なごみ排出とマナーの遵守が不可欠です。住民の皆様におかれましては、引き続きルールに則ったごみ出しにご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

ゴミ捨てに関するお願い

不適切なゴミ出しにより、パイプラインが詰まるケースが多発しております。
ゴミの分別を含め、ゴミ出しルール順守徹底をお願いします。

詰まりによってパイプラインが破損した場合、
入居者に対して補修費用を求める場合があります。

適切なゴミ出しをしてください。

令和7年6月

兵庫県まちづくり部公営住宅管理課

兵庫県営住宅 指定管理者

(株)東急コミュニティー 阪神南管理センター



芦屋浜団地にお住いの皆様へ

ダストシュートについてのお願い

ダストシュートに投入できるゴミは、
30cm未満のものだけです。

また、大量の木材や中身の入った
ペットボトル、書籍類など重量のある
ものはパイプラインの故障、運転停止
につながり、ダストシュートが使用で
きなくなります。

ゴミ出しルールを守って頂きますよ
う、お願い致します。

UR コミュニティ阪神住まいセンター
お客様相談課
06-6419-4522③

芦屋市の調査(環境施設課+収集事業課)

代替収集案の現地確認において把握した収集の観点からの課題

【高層住宅】

- ・既存の投入口では車両の寄りつきが困難な箇所あり
- ・代替収集箇所の候補地の場所数が少なく、かつ面積が小さい箇所あり

【中層住宅】

- ・パッカー車の転回スペースが少ない

【タウンハウス】

- ・既存の投入口では車両の寄りつきが不可能な箇所あり
- ・代替収集箇所の候補地の場所数が少なく、かつ面積が小さい箇所あり

【戸建て】

- ・緑道にある既存投入口はパッカー車の寄りつきが困難な箇所あり
- ・移設先の住民の理解も必要

【共通項目】

- ・車道との段差
- ・市担当部局との調整
- ・各管理者(管理組合・自治会・4社協・UR・兵庫県・個人)との場所に関する協議

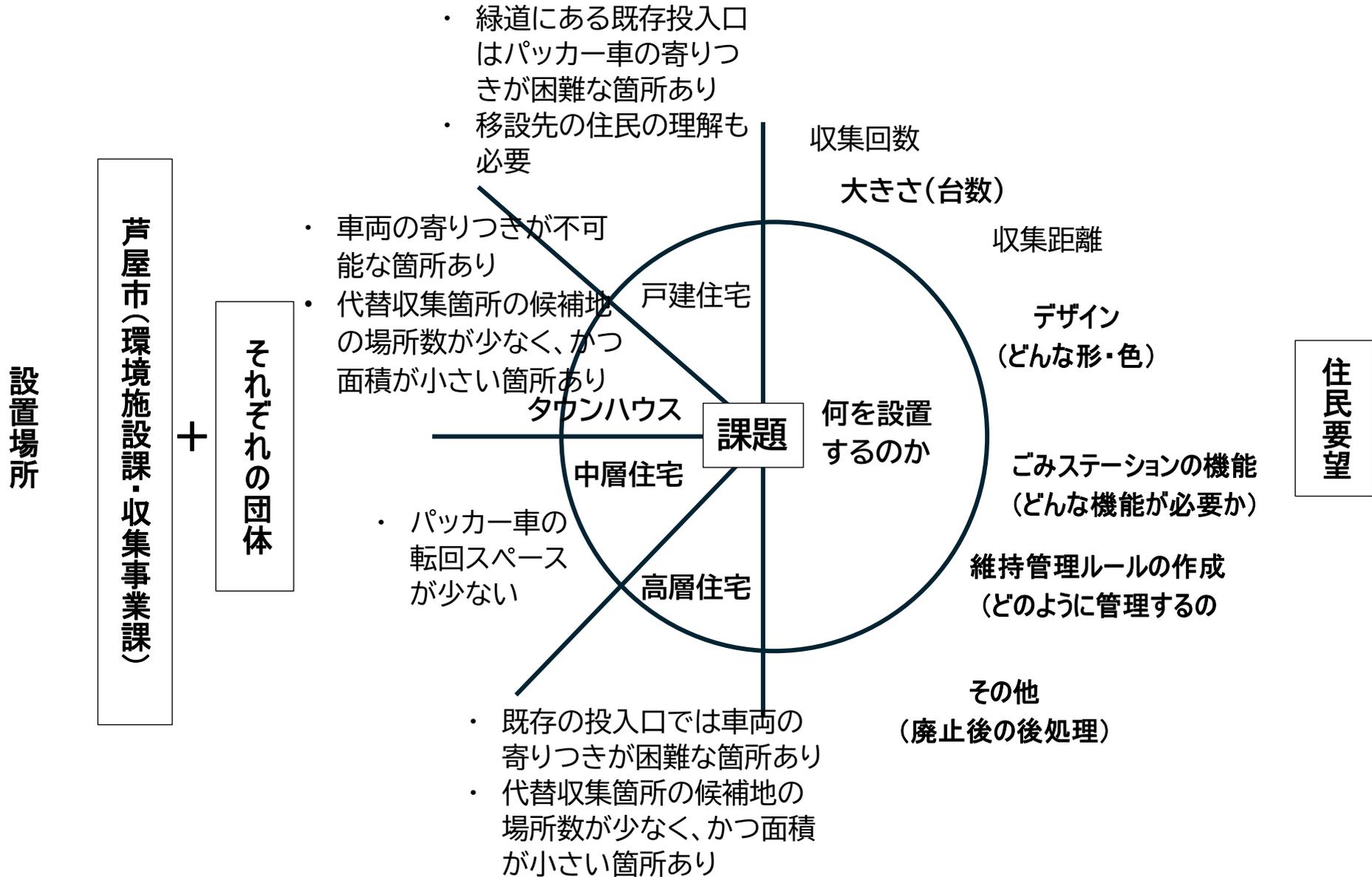


潮見町(戸建)



高浜町(高層)

解決すべき課題のまとめ



パイプライン利用者からの代替案の課題・要望

